

ANNOUNCEMENTS

I. 遺伝病対策の WHO 人類遺伝学諮問委員会報告

Report of the WHO scientific meeting of group on control of genetic disease HG/WG/
93.11

WHO 人類遺伝部は 1972 年遺伝病の予防・治療とリハビリに関する報告 (WHO Trs. #497 本学会誌 17 : 79-81, 1975) を刊行し, 1981 年, 1990 年, 1992 年と討議を重ねて 10 年を経過したが, その間に遺伝性貧血 (鎌状赤血球貧血, サラセミア, G6PD 欠損症などの地域撲滅対策や胎児診断, 脾脾囊腫や先天異常のモニタリング, さらに遺伝と環境の相互作用による多くの成人病などの多因子病について, 冠疾患をモデルに地域予防対策 (本誌 30 : 257-259, 1985) そして臨床遺伝学の進歩に伴う臨床遺伝サービスの必要性 (本誌 31 : 313-315, 1986) などを強調してきた。

今回, ジュネーブで 1993 年 11 月 23~25 日にこれらのまとめの委員会が開かれ, オスロ一大学の Berg 教授 (委員長), 全印度医科学研究所の Verma 教授 (副委員長), ロンドン大学の Modell 教授 (書記) に, ミラノ大学の Brambati 教授, ロシア医学アカデミーの Ginter 教授, モントリオール大学法学部の Knoppers 教授とロンドン・インペリアル・カレッジの Williamson 教授と小生, CIOMS の Bankowski 事務局長, 米国国立神経線維腫協会の Bellermann 会頭, リオデジャネイロ Oswaldo Cruz 研究所 (先天異常モニタリングシステム) の Castilla 副会頭, 國際脾脾囊腫連合の Dodge 理事と地元の Heidet 氏, Weibel 氏, 世界血友病連合の Mannucci 副会頭と 10 か国の科学者が集まって, 事務局側として Napaikov 事務次長, Chigan, Fluss, Gyarfas, King, そして Shah, Verhofstad に元人類遺伝部長 Kuliev, 現部長 Boulyzenkov, 秘書の Richstein 女史が適宜出席した。

今回は, 目ざましい進展をとげた遺伝医学によって遺伝病撲滅対策が講じられ, とくに倫理的・法的・社会的な問題点をあきらかにして, 各国政府の政策決定の自覚を促すことにあった。まず委員からそれぞれの国での遺伝病対策の現況と倫理的問題について報告があった。世界人口の 2/3 が心臓病, 癌のような遺伝的罹病性をもつ成人病で死亡するが, このような疾患も医療技術の進歩によって 600 以上の遺伝子が関与していることがすでに分かっている。私もこの委員会の直前に神戸で行われたヒトゲノムマッピング '93 と国際生命倫理福井セミナーの概要とその成果を報告するとともに, WHO の支援によって行われた国際意識調査の結果を報告した。ヒトの成長に伴う遺伝子の役割やその存在を知るヒトゲノム解析計画の現況を討議し, こうした研究から遺伝子と疾病の関連性を探り, 治療や予防につながることは自明の理である。とくに Berg 教授も前回の委員会でも述べたように, 成人死亡の 60% を占める成人病の遺伝性罹病性について個々人を同定して予防を図ることが可能であるけれども, これらの診断結果を誤用するような社会的問題点に留意しなければならないと訴えた。

遺伝病の中には稀で新生児期に現れる血友病, サラセミア, 鎌状赤血球貧血, 脾脾囊腫や多くの先天奇形や異常があって, その多くが出生前診断によって予防への展望が開けてきた。一方, 遺伝的素因をもち成人期に発症する成人病には心臓病, 癌, 喘息, 糖尿病, 精神遅滞を含めた精神疾患やアルツハイマー病などがあり, これらの中には薬剤・手術による早期治療も可能となってきたし, また患者者の食餌やライフスタイルを変えることによって予防し, コントロールできるようになってきた。と同時にこれらのテストの結果を誤用することを防ぐように倫理的・法的・社会的問題点に目を向ける

必要がある。

ブラジル、カナダ、インド、イタリア、日本、ノルウェー、ロシア、スイス、米国からのエキスパートがこれらの遺伝病の最近の情報を交換することができた。これらの疾病的予防対策には遺伝医学の進歩によってすでに実行に移されているものもあり、先天異常の出生前診断、ハイリスク妊娠や新生児、そしてある成人集団に頻発する疾患のスクリーニング検査、そして遺伝相談によって患者やその家族への遺伝的予防についてアドバイスを与えることができるようになった。例えば、成人になって遺伝性の不治の疾病が起こってくることを予知できるようになり、次世代の遺伝病のリスクが伝わるのを防ぐことが可能となってきたものの、重篤な致死的な疾患の優性遺伝子をもっているかどうかを解明することに問題がないわけではない。

このような倫理的・法的・社会的な問題点は技術そのものにリンクしているわけではないが、その用い方が重要なわけで、われわれのもっている科学技術や知識が誤用されではならないし、個々人の人間性の尊厳は守られるべきであることを確信している。地球全体からみて多くの発展途上国ではそうした資源のないものもあることを認識した上で、われわれがグローバルな視点から討議を重ねる必要がある。遺伝サービスを確立するために、世界各国がそれぞれ何を必要とするかを昨年から始まった UNESCO や WHO のような国際機関が国際間で討議し国際規約を設定しようとするのに大切な役割を果たすことができた。

この報告の詳細については WHO 総会の折に報告されて、WHO Technical Report Series として 1994 年秋に 5 か国語で刊行される予定であることを付言して擱筆する。

(福井医科大学名誉教授 藤木典生)

II. 第 7 回 東京大学公開フォーラムのお知らせ

—胎児・小児の成長発達分化と分子生物学—

期日：平成 6 年 11 月 5 日（土）

会場：東京大学 医学図書館 333 号室

10：15 胎児発育の分子生物学—受精卵から新生児まで— 医学部助教授 堀 治

10：45 母子感染とその予防 医学部講師 小島 俊行

11：15 休憩

11：30 遺伝子診断をめぐって 医学部教授 中込 弥男

12：00 昼休み

13：00 免疫系の発達と免疫不全 医学部講師 岩田 力

13：30 小児心臓病の分子生物学 医学部教授 柳沢 正義

14：00 休憩

14：15 小児がんの分子生物学 医学部教授 土田 嘉昭

14：45 これからの母子保健の課題 医学部教授 日暮 真

15：15 講演者と懇談（立食形式、医学図書館内）

参加費：学外参加者 4,000 円 学内参加者 3,000 円

大学院学生・研究生・看護学生・助産婦学生 2,000 円（含立食パーティー）

（参加者には講演予稿集 1 部を配布します）

連絡先：申し込みに関する問い合わせ先

〒113 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学事務局気付 財団法人 東京大学総合研究会
電話 03-3815-8345

プログラムに関する問い合わせ先

〒113 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学医学部小児外科学 土田嘉昭教授室

電話 03-3815-4511 内線 3760 FAX 03-5684-2097

主催：東京大学総合研究会

III. 平成6年度第1回理事会

日 時：平成 6(1994)年 7 月 19 日 (火) 12:30~17:00

場 所：東京医科歯科大学・一号館 9 階

出席者：三輪理事長、梶井（認定医制度委員会委員長）・中込（編集委員長、第 39 回大会大会長）・松田（一）（遺伝相談・出生前診断に関する委員会委員長）各理事、岡嶋監事、近藤（喜）（教育推進委員会委員長）、古山（臨床細胞遺伝学認定士制度委員会委員長）、安河内 会計幹事、黒木 編集幹事（社会保険小委員会委員長）、池内 庶務幹事

報告事項

1. 三輪理事長より、名誉会員鈴木安恒先生の御逝去が報告された（本誌 39 卷、2 号、289 頁、1994、参照）。
2. 庶務幹事より、1993(平成 5)年度、および 1994(平成 6)年度 6 月現在までの会員数移動状況が報告された。
3. 会計幹事より、1993(平成 5)年度会計報告、1994(平成 6)年度会計中間報告がなされた。
4. 本年度（第 39 回）大会の準備状況について、中込大会長より報告があった。
5. 来年度（第 40 回）大会の準備状況について、松田理事より報告があった。
6. 編集委員長より、学会誌の刊行状況、および投稿と受理状況が報告された。
7. 三輪理事長より、3 月 28 日に開催された学会賞選考委員会の審議結果について報告があった（本誌 39 卷 2 号、289 頁、1994、参照）。
8. 教育推進委員会の活動状況（医学部・医大における「大綱化」に伴う卒前人類遺伝学教育の充実についての提言を全校に送付したことなど）、および今後の活動方針（医師国家試験問題の調査、上記「大綱化」に伴う事項の実情調査など）が、近藤委員長より報告された。
9. 臨床遺伝学認定医制度委員会の現在の活動状況と今後の見通し（経過措置による認定者数、恒久制度による認定の申請者数と認定試験の予定など）が、梶井委員長より報告された。また、同委員会の 1993(平成 5)年度収支報告があった。
10. 臨床細胞遺伝学認定士制度委員会の活動経過について古山委員長より報告された。昨年度大会会期中の総会において、本認定士制度規則を含む会告（案）が、制度設置準備委員会から認定士制度委員会への引継ぎ期間中に若干の修正が行われることを前提として原案どおり承認されたことを受けて、原案の修正部分が紹介され、諒承された（最終案は、本誌 39 卷 1 号、1994 に掲載綴じ込み）。また、経過措置による第 1 回認定に向けた委員会の準備状況と申請受け付け状況についての報告があった。
11. 遺伝相談・出生前診断に関する委員会で起草された「遺伝カウンセリング・出生前診断に関する会告（案）」が松田委員長より提示された。協議のうえ、次回理事会でも引き続き検討することになった。
12. 社会保険小委員会の黒木委員長より、遺伝相談の医療保険制度への導入が厚生省に要請されたが、認可には至らなかった旨の報告があった。引き続き関係各方面に理解を求めるための働きかけが必要であることが確認された。

13. 三輪理事長より、第 16 期日本学術会議会員選出に関わる推薦人会議が 6 月 8 日に開かれ、第 7 部会員として本学会から推薦された三輪理事長を推薦することが決まった旨の報告があった。
14. 第 1 回臨床細胞遺伝学セミナー（8 月 28, 29 日に予定）への申請・参加者数（134 名）と、その準備状況が、池内庶務幹事（セミナー実行委員長）より報告された。
15. 三輪理事長より、日本医学会用語委員会の主旨説明と、本学会選出の委員（委員、三輪本学会理事長：代委員、今泉本学会評議員）が紹介された。なお、日本医学会の評議員および連絡委員を、笛月理事と池内庶務幹事とがそれぞれ担当していることも紹介された。

協議事項

1. 國内名誉会員および国外名誉会員の推挙についてそれぞれの候補者が挙げられ、協議された。
2. 1996(平成 8)年度第 41 回大会の開催地候補について協議された。
3. 1995(平成 7)年度予算案が提示され、協議のうえ原案どおり諒承された。
4. 浜口前理事により提出され昨年度第 2 回理事会で諒承された維持会員募集のための趣意書に基づいて、実際の維持会員募集についての方策が検討された。
5. 臨床遺伝学認定医の恒久制度による認定試験が今年度より開始されることに伴い、その実施に関する具体策が協議された。
6. 梶井理事より、認定医制度委員長（認定医制度協議会委員）を新川理事に交替させたい旨の申し出があり、諒承された。
7. 梶井理事より、臨床細胞遺伝学認定士制度の発足に伴って、検査技術者を対象とした準会員制度設置についての提案があり、協議のうえ継続審議となつた。
8. IGF (International Genetics Federation) の secretary より本学会宛の書簡が提示され、IGF の活動ならびに国際遺伝学会大会の運営に関するコメントを求める旨の要望について、若干の意見交換があつた。
9. (財)木原記念横浜生命科学振興財団より本学会宛に、木原記念財団学術賞の推薦依頼があつたことが三輪理事長より紹介され、その対応が検討された。

日本学術会議だより №.33

第15期最後の総会開催される

平成6年6月 日本学術会議広報委員会

今回の日本学術会議だよりでは、5月25日から27日まで開催された第118回総会の概要と同総会で採択された「新しい方式の国際研究所の設立について(勧告)」、「公的機関の保有する情報の学術的利用について(要望)」、「女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言(声明)」についてお知らせします。

日本学術会議第118回総会報告

日本学術会議第118回総会（第15期・第6回）が、5月25日～27日の3日間にわたって開催されました。

総会の初日（25日）の午前は、会長からの前回総会以降の経過報告に統いて、各部、各委員会等の報告が行われました。次いで、今回総会に提案されている13案件について、それぞれ提案説明と質疑応答が行われました。午後からは、各部会が開催され、総会提案案件の審議及び各部会個別案件について審議が行われました。

総会2日目（26日）の午前は、前日提案された13案件のうち、9案件の審議・採択が順次行われました。

まず、「日本学術会議会則の一部を改正する規則」、「日本学術会議の運営の細則に関する内規の一部改正」、「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規の一部改正」、「副会長世話担当研究連絡委員会の運営について（申合せ）の一部改正」及び「第16期における研究連絡委員会委員の在任期間等に関する規定の適用について（申合せ）」について一括して討論が行われ、採決の結果、いずれも可決されました。これらの会則、内規等の改正は、

1. 運営審議会の構成員等の見直し

常置委員会と運営審議会の連絡を緊密にし、運営審議会の議論をより充実させるため、常置委員会委員長が當時運営審議会に出席することとし、併せて、運営審議会の構成員の見直しを行うこと。

2. 第7常置委員会の設置及び第16期に向けての研連の見直し

国際対応委員会の改組について（申合せ）（平成

5年4月22日第116回総会決定）に沿って第7常置委員会を設置し、併せて、各部等での検討結果を踏まえ、第16期へ向けての研連の見直しを行うこと。

3. 研連委員の在任期間等関係

研連委員の在任期間に関する運営内規の解釈をより一層明確化するとともに、将来に向けての研連活動の継続的発展・活性化を図るため、研連委員の在任期間等についての関係規定を整備すること。を趣旨とするものです。

次に、「運営審議会附置会員推薦手続検討委員会の設置」についての討論・採決が行われ、可決されました。これは、会員推薦制度導入以来、今回で4度目となり、会員推薦手続の過程において、幾つかの問題点がみられたことから、これらの諸問題について審議するため、新たな委員会を運営審議会に附置するものです。

続いて、「新しい方式の国際研究所の設立について(勧告)」、「公的機関の保有する情報の学術的利用について(要望)」、「女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言(声明)」についての討論・採決が行われ、可決されました。午後は、「第6常置委員会報告～国際学術交流・協力の飛躍的発展のために～」、「人口・食糧・土地利用特別委員会報告～21世紀の人口・食糧問題に対する全人類的取組に向けて～」、「学術国際貢献特別委員会報告～学術国際貢献のための新たなシステムについて～」及び「死と医療特別委員会報告～尊厳死について～」の4件の対外報告について討論が行われ、それぞれ承認されました。

総会3日目（27日）は、午前は各常置委員会及び国際対応委員会が、午後は各特別委員会がそれぞれ開催されました。

新しい方式の国際研究所の設立について (勧告) (抄)

近年、学術の国際交流がますます盛んになるとともに、新しい方式の研究所が世界の国々に設立されている。それらの新しさは、固有の研究員をほとんどもたず、国内外から招請した客員研究員による共同研究を企画し実行する点にある。この方式にふさわしい分野としては、自然科学のみならず、人文科学、社会科学を含め様々な領域が考えられるが、理論構築を主眼とする研究領域においては、研究テーマを学際的、機動的に選択する上で特に有効である。これは、また国を異にする若手研究者が相集い、生活と研究ないし研修を共にする場としても大きな効果を生むであろう。実際、世界的には、この意味で成果をあげている新研究所も少なくない。

さらに、いま国際貢献が基礎科学においても強く求められているが、それは、学術研究の推進と相互に強め合うべきものであって、このためにも新しい方式は最適である。

こうした観点から、新しい方式の国際研究所の設立が必要であり有用であるとの結論に達したので、ここにその設立を勧告する。

公的機関の保有する情報の学術的利用について(要望) (抄)

研究者が学術研究のために必要とする情報には、極めて広範囲なものが含まれており、その内容は、学問分野によっても多種多様である。学問分野によっては、公的機関の保有する情報が学術研究にとって極めて重要なことは不可欠な意味をもつことになる場合も少なくないが、多くの場合に、かかる公的機関の保有する情報を学術情報として利用することには困難が伴っている。それは、公的機関の保有する情報の少なくない部分が公開されておらず、学術情報としての利用についてもその開示を求めることができないからである。

このような公的機関の保有する情報の学術的な利用のためにも、まず基本となるのは、国民の基本的な権利に基づく公的機関の保有する情報の公開制度である。この制度の確立によって、公的機関の保有する情報の学術情報としての利用も同時に保障されることになるからである。公的機関としては、国家機関及び地方公共団体機関を挙げることができるが、国家機関の保有

する情報についての公開制度が設けられていないことは、学術研究にとっても特に重大な障害となっている。国民の「知る権利」を中心とする基本的権利を保障するための国家機関の保有する情報の公開制度は、学術研究にとっても極めて重要な意味をもっていることができる。国民の基本的な権利を保障するために、また学術研究の推進のためにも、原則公開を基本とした確かな内容を持つ国の情報公開制度の確立が不可欠であると考えられるので、ここに情報公開法の制定を要望する。

なお、公的機関の保有する情報の学術的利用については、情報の保存及び研究者による非公開情報の利用についての検討が必要である。

女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言(声明) (抄)

女性の社会的地位の向上を目指す取組が、国際的にも国内的にも種々行われているが、日本学術会議においても第10期及び第12期に女性科学研究者の地位の向上に関する「要望」を決議した。今期、すなわち第15期の発足に当たり、日本学術会議は「女性研究者の地位の向上」に留意することを再確認し、今期の活動計画の一つにこの課題を取り上げ審議してきた。その結果、女性科学研究者の地位の向上の必要性は理念的には一般化したもの、科学者全体の対応の遅れもあって、その地位は実質的に余り改善されていないことが明らかになった。

このため、特に基礎科学分野における科学者不足の事態が目前に迫っている現在、我が国における科学の調和のある発展のために、第10期、第12期での男女平等の視点を前提としつつ、日本学術会議は、改めて女性科学研究者の環境改善の緊急性を指摘するとともに、関係方面に環境改善の促進を強く訴えるものである。

「日本学術会議だより」について御意見、お問い合わせ等がありましたら、下記までお寄せください。

〒106 東京都港区六本木7-22-34

日本学術会議広報委員会 電話03(3403)6291

日本医学会だより

JAMS News

1994年5月 No.11

日本医学会
〒113 東京都文京区本駒込2-28-16
日本医師会館内 TEL 03-3946-2121

第61回日本医学会定例評議員会

第61回日本医学会定例評議員会が、1994年2月22日(火)に開催された。冒頭、村瀬敏郎日本医師会長から挨拶があり、「日本医師会と日本医学会とは、車の両輪のように一体感の下に協力している。1995年4月には名古屋で第24回日本医学会総会をひかえており、全力を挙げて協力したい」と述べられた。

続いて挨拶に立った森亘日本医学会長は「世界の内外を見渡すと激動の1年であり、医学医療の世界においても、大変動きの多い年であった。例えば本学会においても、認定医問題、移植に関する学会の合同委員会、医学用語の管理、医学界と薬業界との関係、医学会への新規加盟のあり方の検討等々の課題があり、今から振り返ると、必ずしも満足いただける成果を得たとは言いたいが、一応、できる限りの努力を重ねてきたつもりである。また、社会の中では学術団体の発言力が一般にやや落ちているようで、そのことは世の中全体にとって必ずしも良いことではないと思われる。日本医学会は自らの襟を正し、かつそれなりに力をつけ、正しい意見を述べて医学医療を良い方向に導いていく必要がある」と、日本医学会のあるべき姿を表明した。

当日、日本医学会役員の選挙が行われ、次のごとき結果であった。日本医学会長：森亘、副会長：石田名香雄(基礎)、小泉明(社会)、高久史麿(臨床)。任期は、平成6年4月1日～平

成8年3月31日まで。

第24回日本医学会総会

日本医学会総会は、4年に1回の開催を機に、医学・医療の進歩の現状を把握し、医学界全体の将来への展望を図ることを第一義の目的としている。第24回総会のメインテーマには「人間性の医学と医療—生命の世紀をひらく—」が選ばれた。

今総会は、1995(平成7)年4月7日(金)、8日(土)、9日(日)に名古屋市において飯島宗一会頭の下に開催の予定で、総会の準備委員会の下には学術、展示、総務、式典、広報、登録、財務および記録の8委員会が設置されている。学術講演には名古屋国際会議場、総合医学展示には名古屋市国際展示場(ポートメッセなごや)を主会場に予定し、登録は、平成6年1月より受付けを開始した。

医学用語管理事業

1. 医学用語辞典

1991年4月の「日本医学会 医学用語辞典 英和」刊行に引き続き、1994年1月に「日本医学会 医学用語辞典 和英」が刊行された。これで英和・和英の医学用語辞典が完成したことになる。辞典は各日本医学会分科会ならびに関係各位に配付した。

2. 文部省の学術用語制定

一昨年度から文部省の学術用語制定事業との連携について検討を重ねていたが、これに関連

して 1993 年 11 月 12 日に「医学用語に関する委員会(研究会)」を文部省科学研究費の補助を受けて開催した。この委員会(研究会)では、89 分科会中 70 学会という多数の出席を得て、多くの協力をいただいた。

3. 厚生省の疾患傷病名監修

1993 年 5 月に厚生省保険局から日本医学会にレセプト電算処理システムに係わる傷病名監修の依頼があった。本件については、医学用語管理委員会で検討の結果、ワーキンググループをつくり具体的な検討を行なっている。

認定医制についての三者懇談会

本懇談会は、日本医学会が学会認定医制協議会および日本医師会を招請して開催している。検討を重ねた結果、下記のとおりの「認定医の公認に関する三者懇談会の見解」を合意発表した。

「認定医の公認に関する三者懇談会の見解」

認定医に関する三者懇談会

1993 年 11 月 5 日

1. 認定医の目的

認定医制度をもつ各学会の判断と努力によって、それぞれの専門領域における医師の質の向上、また一定レベルの維持をはかり、国民の期待に応えるのが目的である。

2. 三者懇談会

認定医制度に関して三者懇談会は重要な機能をになう機関である。しかし、この会は認定医についての認可権をもつものではなく、学会認定医制協議会、日本医学会、日本医師会、三者間の連絡・調整をはかるとともに、各学会と社会との間に立って、医療全体からみた認定医制度の必要性、妥当性などを考慮する役割を有する。

3. 認定医公認の方法

1) 認定医制度の立案、運営については各学会の主体性を尊重する。しかし、公認のためには各学会の認定医制度間の調整をはかることが必要

であり、これは学会認定医制協議会が行う。

- 2) 認定医公認に際しては、各学会の認定に基づき、学会認定医制協議会議長、日本医学会長、日本医師会長がこれを承認する手続きをとる。
- 3) 具体的事務作業については、三者懇談会公認事項検討小委員会の立案を待ち、その結果を三者懇談会で検討し、決定する。

4. 認定医の表示

- 1) 医療法に基づく診療科名表示の問題と認定医の表示とは切り離して考える。
- 2) 認定医の表示は医療施設内にとどめ、これは以下のごとき節度のもとに行なうべきものとする。
 - ① 医師および医療機関の能力格差の表示とならないよう配慮する。
 - ② 学会認定医制協議会でいう基本的領域診療科(下記)に関しては、重複して表示できない。
 - ③ 更新が認定されない認定医の表示は、撤去されるものとする。

5. 診療報酬との関係

認定医の公認と医療保険点数など診療報酬とは関連しないものとする。

6. 日本医師会の認定医制度

日本医師会の認定する認定医制度は、将来、必要に応じて立案されるものとする。

記

基本的領域診療科(学会認定医制協議会の定めるもの)

内科系：内科、小児科、皮膚科、精神神経

外科系：外科、整形外科、産科婦人科、

耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科

その他：麻酔、医学放射線、病理、臨床病理

新規加盟学会審査制度検討委員会

本会では、4 年毎に学会の新規加盟審査を行っている。この度、そのあり方について検討するため標記委員会を発足させた。委員は、出月康夫、遠藤實、京極方久、小泉明、笹月健彦、中尾真、久道茂、本間光夫の 8 氏。